

詳細情報	hH200331N0450		
掲載（所管）部局	子ども家庭局		
告示日	令和2年3月27日		
種別・番号	令和2年厚生労働省告示第117号		
件名	民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針の一部を改正する件		
告示資料	告示文	<a href="#">厚生労働省PDF</a>	
制定・改正又は廃止される法令等	・民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年厚生労働省告示第341号）		<a href="#">クリック注</a>
関連する通知文	「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（通知）」の一部改正について（通知）（子発0327第2号）		<a href="#">厚生労働省PDF</a>
パブリックコメント	【案件番号：495190400】 「民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について		
	提出意見数	0 件	提出意見を踏まえた案の修正の有無 無 <a href="#">クリック</a>

◆凡例

厚生労働省PDF：厚生労働省法令等データベースサービスのPDFデータを引用しています。

◆「制定・改正又は廃止される法令等」のリンク先について

・「[クリック注](#)」：閲覧時期により、施行前、施行後、施行後で未だ更新されていない又は廃止等の場合がありますので、最終更新日を確認のうえご利用ください。

また、「厚生労働省法令等データベース」より削除された場合もありますので、ご注意ください。